



## 令和4年 成人式

詳 青少年・事務管理課 ☎823-9468

11月1日時点で市内に住居登録がある方には、11月中旬に入場券を発送しました。式典当日は忘れずにお持ちください。



日時 1月9日(日)

午前の部：10時半 開場

11時 開始(11時40分終了見込み)

午後の部：13時 開場

13時半 開始(14時10分終了見込み)

場所 県民体育館 (棧橋通2-1-53)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

### ▶参加対象者

平成13年4月2日～平成14年4月1日に生まれた方

### 市外に住居登録がある方

高知市の成人式に出席を希望される市外の方は、当日「入場券再交付受付」に申し出てください。その際、現在お住まいの市町村発行の「案内状」などをお持ちください。なお、来場者数によっては、入場制限を行うことがあります。

### 成人式 オンラインライブ 配信

式典当日の様子をYouTubeの高知市公式チャンネルからライブ配信します。ぜひご視聴ください▶



式典等の実施内容を変更する場合がありますので、最新情報は青少年・事務管理課 HP または高知市成人式公式インスタグラムでご確認ください▶



## 木村会館の代わりに場所が決まりました

詳 高齢者支援課☎823-9441

令和5年6月頃まで、「旭市民図書館」と「旭文化センターで行っていた市民学校」は引き続き代わりの施設で利用できます。

▶木村会館に関する事 -----▶ 高齢者支援課☎823-9441

▶旭市民図書館に関する事 -----▶ 図書館・科学館課☎823-4946

▶市民学校に関する事 -----▶ 旭文化センター☎872-0374

いつから 12月14日(火)から

場所 イオン高知旭町店2階(旭町3-94)

※冬の市民学校の詳細については15ページをご覧ください。

## 皆さんの意見を募集します 高知市市民意見提出制度 パブリックコメント

ご意見は日本語の文章で、住所・氏名・電話番号を明記し、郵送・FAX・電子メール・窓口へ直接のいずれかで。口頭および電話は不可。書式の定めはありません。いただいたご意見は取りまとめの上、市HPで公表します(氏名等は公表しません)。また、ご意見に対する市の考え方や、修正を行った場合はその修正内容もお知らせします。ただし、個々のご意見には直接回答しません。詳しくは各提出先にお問い合わせください。

### ▶新図書館西敷地利活用事業実施方針(案)

計画案の配布...12月15日(火)から

提出期間...12月15日(火)～1月14日(金)必着

提出先...〒780-8571 本町5-1-45 第二庁舎2階

商工振興課

☎823-9375、FAX823-4024

✉kc-151705@city.kochi.lg.jp

### ▶第3次高知市文化振興ビジョン(案)

計画案の配布...12月21日(火)から

提出期間...12月21日(火)～1月20日(金)必着

提出先...〒781-9529 九反田2-1 かるぼーと8階

文化振興課 管理担当

☎821-9215、FAX821-9217

✉kc-051900@city.kochi.lg.jp

### 【計画案などの配布場所】

各提出先のほか、情報公開・市民相談センター、各地域の窓口センター、各ふれあいセンターで公開・配布。市HPにも掲載。



## 事業所から出るごみは 家庭ごみステーションには出せません

詳 環境業務課 ☎856-5374

全ての事業所から出るごみは、法律で「事業者の責任で適正に処理すること」と定められています。市では、事業系ごみの収集は行いませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 事業所の種類

規模や業種は関係ありません。商店や会社、事務所などの営利を目的とするところだけでなく、病院や学校、社会福祉施設などの公共サービスを行っているところも含まれます。

※事業所を兼ねた住宅の場合は、事業所から出るごみと家庭ごみに分別し、家庭ごみのみを家庭ごみステーションに出すようにしてください。

### 事業所ごみの捨て方

事業所から出るごみを家庭ごみステーションに出すと、不法投棄と見なされる恐れがあります。必ず次のいずれかの方法で適正に処理してください。

- 1 高知市清掃工場などに自ら持ち込む
  - 2 市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に運搬を委託する
- ※いずれも有料です。

事業所から出るごみの詳しい処理方法はこちら▶ 冊子の配布は、環境業務課(☎856-5374) または廃棄物対策課(☎823-9427)へ。



## 見直そう！飼い主のいない猫との付き合い方

詳 生活食品課 ☎822-0588

庭先や道端にいる猫に餌をあげたことはありませんか。しかし、ただ「餌をあげるだけ」では、そのうち数も増え、糞尿被害や鳴き声うるさいなど、ご近所トラブルの原因になりかねません。そこで、市が勧めている地域猫活動の取り組みから、管理方法の基本を紹介します。猫を嫌われ者にしないためにも、付き合い方を見直しませんか。

### 1 不妊・去勢手術を行う

みだりな繁殖を防ぎましょう。猫は繁殖力が非常に強い動物で、年2回ほど出産します。一度の出産で4～5匹生まれ、生まれた子猫も早ければ生後半年ほどで繁殖することができます。

### ▶メリット

▶令和2年度に市で殺処分された猫は、全て飼い主不明の離乳前の子猫です。不妊・去勢手術をすれば、殺処分される不幸な命を減らすことができます。

▶発情期やけんかの鳴き声が減ります。

▶雄猫の尿の臭いが薄くなります。



耳のV字カットは手術済みの目印だニャ

※令和3年度の猫の不妊・去勢手術補助制度は、申請の受け付けを終了しました。今年度中の受け付け再開については未定です。

### 2 餌やトイレを適切に管理する

#### ▶餌を置きっぱなしにしない

餌は、決まった時間に、食べきれる量を与え、食べ終わったら必ず片付けましょう。放置すると、カラスやハエ、ゴキブリが増え、悪臭の原因にもなり不衛生です。

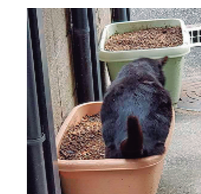
他人の敷地や公有地で、許可なく餌やりをすることはやめてください。



#### ▶餌やり場に猫用トイレを設置する

飼い主のいない猫に関する苦情で最も多いのは、糞尿被害です。プランター等で猫用トイレを作り、そこで排泄するよう仕向けます。排泄物はすぐに片付け、トイレを清潔に保ちます。トイレ以外の場所に排泄しているときも、速やかに処理・清掃して、地域の美化に努めましょう。

柔らかい土や砂を好みます。マタタビを混ぜておくのも効果的。



### ▶▶▶飼い猫は室内飼育が基本!

外には、交通事故や感染症、迷子などの危険があります。大切なペットの命を守るためにも、ご近所に迷惑を掛けなためにも、飼い猫は完全室内飼育をしましょう。

猫の飼い方について、詳しくはこちら▶

